



内閣府

指名停止について

記 者 発 表 資 料

令和8年7月17日
～美ら島の未来を拓く～
沖 縄 総 合 事 務 局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和8年7月17日

沖縄総合事務局

記 者 発 表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 岡田 大輔
契約管理係長 渡具知 武瑠
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志
専門職 上江洲 夏海
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄 1－1 2－2 9

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 17 日 ～ 令和 8 年 11 月 16 日（4 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該事業者は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
光南建設株式会社	沖縄県宜野湾市宜野湾 3 - 2 - 1 6

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 17 日 ～ 令和 8 年 11 月 16 日（4 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該事業者は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
株式会社富士建設	沖縄県宜野湾市志真志 4－2－2

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 17 日 ～ 令和 8 年 10 月 16 日（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該事業者は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内